



## 年末年始ごみ処理のお知らせ



### 粗大ごみ特別受入

■日 時 12月16日(日) 午前9時～午後3時 ■場所 南三陸町クリーンセンター  
■手数料 10キログラムあたり102円

|             |  |
|-------------|--|
| 取り扱う粗大ごみの種類 | 一般家庭から排出される不燃性粗大ごみ（自転車、ストーブなど）                                       |
| 取り扱えないごみの種類 | 家電リサイクル法が適用される家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、パソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、オートバイ、タイヤなど |

※当日は、一般家庭から排出される燃えるごみの受け入れも実施します（50キログラムあたり308円）。

### 生ごみ、燃えるごみの特別収集

以下の日程で生ごみ、燃えるごみの年末特別収集を行います（資源物や燃やせないごみの収集は行いません）。ごみを出すときは、決められた集積所へ午前8時30分までに出してください。

| 月 日                       | 特別収集を行う地域  | 直接搬入の受付  |
|---------------------------|--|--|
| 12月29日(土)<br>月・木の<br>収集地区 | [志津川地区]<br>沼田、新井田、磯の沢、平井田、大上坊、清水浜、大森、城場、上の山、林、大久保、保呂毛、黒崎、天王山、志津川中央、沼田仮設住宅2期、戸倉全域<br>[歌津地区]<br>払川、上沢、樋の口、中在、石泉、吉野沢、歌津中学校周辺、枡沢、皿貝、寄木、葦の浜、吉野沢仮設住宅 | 12月29日と30日は、クリーンセンターで直接搬入の受け付けを行います。<br><br>●受付時間<br>12月29日(土)<br>午前9時～午後4時30分 |
| 12月30日(日)<br>火・金の<br>収集地区 | [志津川地区]<br>旭ヶ丘、小森、秋目川、双苗、田尻畑、西田、平磯、細浦、荒砥、権現、袖浜、西ヶ丘、廻館仮設住宅、入谷全域（入谷中学校仮設も含む）<br>[歌津地区]<br>港、田の浦、石浜、名足、北の沢、馬場、中山、泊浜、館浜                            | 12月30日(日)<br>午前9時～正午   |

※12月31日(月)から1月3日(木)までは年末年始休業のため、ごみの収集および受け入れは行いません。  
1月4日(金)から平常業務となります。

### 草木沢廃棄物処理場での受入

■年末最終受付日 12月27日(木) 午前9時～午後4時  
■年始受付開始日 1月6日(日) 午前9時～午後4時

問 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528／歌津総合支所 ☎36-2111

### 火葬炉工事に伴う火葬の制限

南さんりく斎苑で以下の期間、火葬炉の修繕工事を行います。工事期間中は、火葬回数が制限されますので、ご理解とご協力をお願いします。

期 間 12月10日(月)～14日(金)

問 環境対策課環境政策係 ☎46-5528／南さんりく斎苑 ☎46-2605

### 償却資産（固定資産税）の申告は1月31日まで

～平成31年1月1日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

- 受付期間：平成31年1月4日(金)～31日(木) [土日、祝日を除く]
- 申告書提出先：町民税務課または歌津総合支所
- 提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

#### 償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などをしている人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

#### 業種別の償却資産

漁業：漁船、船外機、漁具など  
農業：農機具、ビニールハウス、管理機など  
工場：製造設備、受変電設備、旋盤、溶接機など  
小売業：冷蔵庫、陳列棚、レジスター、看板など  
不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど



#### 太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

| 設置者           | 申告が必要となる場合  |
|---------------|---|
| 個人<br>(住宅用)   | 家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。 |
| 個人<br>(個人事業主) | 個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。                |
| 法 人           | 発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。                                |

※昨年までに申告された人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な人は、ご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入の上、必ず申告書を提出してください。

問 町民税務課資産税係 ☎46-1372

### パスポート・県税の役場窓口を終了します

毎週木曜日に開設しているパスポート・県税についての南三陸町役場窓口は、平成31年3月28日(木)をもって終了となります。今後は、宮城県気仙沼合同庁舎のご利用ください。  
なお、パスポートの申請や納税証明書手続きは、登米または石巻合同庁舎でもできます。

問 宮城県気仙沼合同庁舎 ☎24-2121 (代表)  
[パスポート] 気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター  
[県税] 気仙沼県税事務所